問同保健所**☎**042-362-2334

第8回市民公開講座

「腎臓について考えるフォーラム」 ➡杏林大学医学部付属病院腎・透析セ ンター

△200人

■6月29日(土)午後1時~4時30分

1 三鷹産業プラザ

即当日会場へ(先着制)

問同センター☎0422-47-5511(午前10時 ~午後4時)、三鷹市総合保健センター

☎0422-46-3254

※前日まで同センター⊠hdcenter@ks.kyo rin-u.ac.jpで質問を募集しています。

エコクラフト手芸講座 「オリジナルペン立て・コースタ

-を作ろう!」 △市内在住の小学3~6年生20人(両日参 加可能な方)

■6月29日、7月6日の土曜日午後2時~4時

立社会教育会館

¥500円(材料代)

物はさみ(文具用)、洗濯ばさみ10個、メジ ャーまたは長めの物差し、持ち帰り用袋 申問6月3日(月)~7日(金)午前9時30分~午 後5時に直接または電話で同館☎0422-49-2521へ(申込多数の場合は抽選)

歴史講座「大河ドラマ『八重の桜』 より歴史を学ぶ」

講師は國學院大学講師の平野明夫さん。 ■井の頭地区住民協議会

丛市民60人

■7月6・13日の土曜日午後1時30分~4時

m井の頭コミュニティセンター本館

物筆記用具

問問6月4日(火)~28日(金)に同センター☎ 0422-44-7321へ(先着制)



勤労者福祉サービスセンターの会

「今だからこそ大切な福利厚生」をキャ ッチフレーズに、会費と市からの補助金 で運営する財団法人です。加入後、ご 家族も含めて各種の福利厚生事業が利 用できます。

△市内の中小企業に勤務する勤労者と その事業主

¥入会金100円、会費月額500円(1人) ※事業主が全額負担した場合、必要経 費として扱われます。

申問同センター☎0422-47-5152・**FAX**0422-47-5657 · HPhttp://www.mitakasc.or.jp^

都民住宅(東京都施行型)の入居者 都民住宅は、中堅所得者の家族を対

象とする賃貸住宅です。 ◆募集内容 家族向け空き家128戸(単 身者の応募不可)

◆申込書・募集案内 6月3日(月)~12日(水)

役所5階)、市政窓口、都庁、東京都住宅 供給公社募集センター・各窓口センター などで配布。期間中は東京都住宅供給公 社ホームページHPhttp://www.to-kousya. or.jp/からもダウンロードできます。

申6月17日(月)(必着)までに郵送で東京都 住宅供給公社募集センターへ

問同センター☎03-3498-8894

※抽選募集を行う住宅以外の空き家は、 同センターで先着順募集を行っています。

シルバー人材センターの会員

入会希望者への事業紹介と説明。事前 に資料を配付しますのでご連絡ください。

△健康で働く意欲のあるおおむね60歳 以上の市民

■6月12日(水)午後1時30分~3時30分(途 中入場不可)

m大沢コミュニティセンター

申問同センター☎0422-48-6721へ

チャリティーフリーマーケット出 店者

■母親クラブわっしょい

△6月24日(月)午前10時30分~正午の事 前説明会に参加できる方

■7月5日途午前10時~正午(雨天決行。 準備は9時30分から)

150 東児童館

¥500円(1区画約1坪)

申問6月3日(月)~20日(木)午後5時に直接ま たは電話で同館☎0422-44-2150へ ※営利目的または飲食物の出店は不可。 ※出店料は、福島の被災者へ全額寄付

社会教育会館市民大学総合コース プレ企画委員

平成26年度の開講に向けた企画委員 会の開催に先立ち、市民のみなさんの意 見や学習したい分野などを聞く「プレ企 画委員会 を実施します。

△30人、保育(満1歳~未就学児)10人 ■7月5日(金)午後1時30分~3時30分 同館

申問6月3日(月)~7日(金)午前9時30分~午 後5時に必要事項(11面参照)と学習した い分野を直接または電話・インターネット で同館**☎**0422-49-2521・HPhttp://www. pf489.com/mitaka/webkm/(生涯学習シス テム)へ(申込多数の場合は抽選)

第60回市民文化祭芸能部門参加

■市、市教育委員会、三鷹市芸術文化協会 △左勤・在学を含む市民、市内団体の会員

◆募集種目・開催日 吟詠、室内楽クラ シック=10月27日(日)、ジャズ=11月2日(土)、 合唱、民謡=11月3日\祝、日本舞踊=11月 4日(休)、邦楽=11月10日(日)、大正琴=11月 16日(土)、洋舞、謡曲=11月17日(日)、歌謡= 11月23日 祝、吹奏楽、現代日本舞踊=11月 24日(日)、囃子·和太鼓=12月1日(日)

■6月17日(月)~29日(土)(消印有効)に種 目・代表者の必要事項(11面参照)を直 接またははがきで「〒181-0013下連雀 (土・日曜日を除く)にまちづくり推進課(市 : 6-13-13芸術文化協会(社会教育会館 内) |へ(申込多数の場合は抽選、結果は 7月末までに連絡)

間生涯学習課☎内線3316、同協会☎ 0422-49-2521(水曜日を除く)



市立三鷹台保育園 臨時職員

- ◆職種 調理補助
- ◆勤務期間 6月から
- ◆勤務時間 月~金曜日午前8時30分~ 午後0時30分
- ◆報酬 時給1,000円、交通費支給(日 額上限840円)

申問電話連絡のうえ、履歴書(写真貼付) を持参して同園(牟礼4-2-23)☎0422-40-7164へ(面接あり)

椎の実子供の家

調理員(パート、1人)

- ◆資格 50歳までの方
- **◆勤務時間** 月~金曜日午前8時~午後 4時45分(実働8時間)
- ◆勤務場所 椎の実子供の家、第二椎 の実子供の家(上連雀6-25-31)
- **◆報酬** 時給1,000円

申問電話連絡のうえ、履歴書(写真貼付) を持参し、椎の実子供の家(大沢4-8-8)

☎0422-32-4103へ(面接あり) みたか小鳥の森保育園 産休代替

- ◆資格 保育士
- **◆勤務期間** 7月~平成26年3月31日
- **◆勤務時間** 月~金曜日午前7時~午後 7時(実働7.5時間、休憩1時間でのローテ ーション勤務)
- ◆報酬 当園規定による(委細面談) 申問電話連絡のうえ、履歴書(写真貼付) を持参して同園(井の頭5-22-8)☎0422-45-4558へ(面接あり)

(公財)三鷹市芸術文化振興財団 特別雇用職員(一般事務、1人)

- **◆資格** 大学卒業または同程度の学力 がある方で、普通自動車運転免許を有 し運転経験のある方(AT車限定免許可)
- ◆職務内容 施設の貸出受付・維持管 理など
- **◆勤務期間** 8月1日~平成26年7月31日 (正規職員へ登用の場合あり)
- ◆勤務時間 火~日曜日の間で週5日、 午前8時30分~午後10時15分の間で7時 間45分(週38時間45分)、祝日の勤務あ り(代休あり)
- ◆勤務場所 同財団の管理する施設
- ◆報酬 月額208,380円(地域手当を含 む、社会保険などの適用あり)
- ◆試験 1次選考(書類選考)、2次選考 (一般教養試験・適性検査・作文)6月 29日(土)、3次選考(面接)7月13日(土)
- 申6月16日(日)までに所定の履歴書・作文 (400字程度、テーマあり)を持参し同財

団(芸術文化センター)へ

※募集要項・申込書類は、芸術文化セ ンター、美術ギャラリー、三鷹市公会堂、 山本有三記念館で配布するほか、同財 団ホームページHPhttp://mitaka.jpn.org/ からダウンロードできます。

問同財団☎0422-47-9100



建築物の液状化対策に関する相 談・資料閲覧について

都や区市などの窓口で、液状化対策 についての相談や、液状化の可能性を 調べるための地盤調査データなどの閲覧 ができるようになりました。

閩東京都都市整備局建築指導課☎03-53 88-3363、三鷹市建築指導課☎内線2825

多重債務無料相談窓口

■平日午前9時~正午、午後1時~5時 丽関東財務局東京財務事務所(文京区 湯島4-6-15)

申問同事務所☎03-5842-7475へ

無料不動産相談会

- ■(公社)東京都宅地建物取引業協会、三 鷹商工会
- ■6月7日金)午後1時~4時
- 頭三鷹商工会館(下連雀3-37-15)
- 即当日会場へ

問同協会武蔵野三鷹支部☎0422-32-4267

「人権擁護委員の日」特設相談所 身の上相談や人権に関する相談にお

応えします。 ■6月11日火火午後1時~4時(受付は3時ま

- 所市役所1階市民ホール
- 町当日会場へ
- 問相談・情報センター☎0422-44-6600



第1回ふじみ衛生組合安全衛生専 門委員会の傍聴

△10人

■6月13日(木)午後7時から

励クリーンプラザふじみ(調布市深大寺 東町7-50-30)

即当日会場へ

週同組合**☎**042-490-5374

平成25年度第1回三鷹市男女平 等参画審議会の傍聴

☑10人

■6月17日(月)午後6時30分から

m教育センター

申問企画経営課☎内線2115 · **F X** 0422-45-1271 · ⊠ kikaku@city.mitaka.tokyo. jpへ(先着制)

※市からの「お知らせ」は11面からご覧ください。

消費者相談窓口から 消費者相談窓口 ☎0422-47-9042



相 談 1 携帯電話に身に覚えのない「コンテンツ料の未納に伴う最終通告」という電子メー ルが届きました。「お客さまの携帯端末から以前に登録した会社から身辺調査の依頼 を受けました。無料期間中に退会処理が取られていないため、このまま放置すると法 的措置を行う身辺調査に入ります。身辺調査開始・法的処理移行の前に詳細の確 認、和解などをご希望の方はお問い合わせください」と電話番号が記載されていました。 連絡すべきでしょうか。

相 談 2

携帯電話に身に覚えのない業者からの「登録完了」電子メールが届きました。自分 はサイトを利用していないので「退会処理」をクリックすると、「有料申請が完了している ので、5,000円の代金精算後でないと退会できない」と再度電子メールが来ました。

再び増加の架空請求! 今度は電子メールで

アドバイス どがやりとりに気付きにくいうえ、「裁判」「訴なければ請求を受けても無視しましょう。 訟」「法的措置」などの言葉を使い不安感をあ おり、業者に連絡を取らせようとする特徴が あります。

「デジタルコンテンツ」というサービスは、 請求を止めようと、心当たりがないのに料金 それを利用したかどうか詳しいことが分から を支払ったりしないようにしましょう。かえっ ない、という問題があります。また、電子メニて新たな個人情報の流出につながり、その ールによる請求は受信した人だけが読むも 後もっと強硬な請求や次の新たな請求に変 のであるため、本人が悩んでいても家族な わることがあります。サービスを利用してい

支払い義務があるかどうか不明な場合は 消費者相談窓口に、脅迫を受けたり身辺に 不安を感じる場合は警察に相談しましょう。

慌てて請求者に連絡をしたり、度重なる